ほぼ週刊コラム　Partnership論　その２０２

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』**

**第二十六回勉強会（通年内容は[年表rev.9](http://llc.a.la9.jp/Papers/evolution%20history/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev9.ppt)参照方）の準備**

***modus vivendi***

20160824 rev.1 齋藤旬

 **IR4（第四次産業革命）の和訳作業ファイルrev17を**[作業ファイル](http://llc.a.la9.jp/Papers/IR4/The%20Fourth%20Industrial%20Revolution%20by%20Klaus%20Schwab%20revX.docx)**に**アップしておいた。

3.4 Society　社会 82

**3.4.1 Inequality and the Middle Class　格差と中産階級 83**

**3.4.2 Community 83-87**

今週はこれらを和訳した。

 **今週のpunch lineは先週示した80-81頁の三段落：**

　私達は今、第四次産業革命によって到来を告げられた変化を力にして、かつてvulnerability（脆弱さ）を安定や安全保障に変えて形成した代替的平衡状態とある程度類似したものを、再び見つけ出すことが出来るのだろうか。ここで必要なのは或る種の*modus vivendi*（齋藤補遺：1648年西欧で合意されたWestphalian sovereigntyのことをラテン語で*modus vivendi*（暫定協定）と呼ぶ。当時、national-state（先祖を同じくする人々の国家）という新語を作り出して、プロテスタント領主国のsovereignty（主権）がnationalにあるのかstateにあるのかkingにあるのかを曖昧にして戦争をとにかく終わらせたことを「暫定」と表現している）だ。なぜなら今actorsは、互いに大きく異なる見識を持ち利害が一律でない。或る種の*modus vivendi*を見つけ出すability（法律によって認められた行為能力）を形成することがまず必要であり、そうして初めて負の拡散（negative proliferation）を防ぐ共同作業が可能となるからだ。

　即ち関係するstakeholdersは皆、法律的拘束力のある（legally binding）枠組み作りの共同作業をする必要がある。勿論、この前提として関係者はそれぞれ、self-imposed peer-based norms, ethical standards and mechanismsを形成し、出現しつつある technologiesを潜在的に損なわない様にcontrolし、出来ればthe capacity of researchがinnovationと経済成長を生み出すのを邪魔しない様にするべきだ。

　international treaty（邦際条約）も必要だ。しかし私は、この分野の規制当局者達が技術進歩に追いつけない、となることが心配だ。技術進歩は速く多岐にわたるからある程度仕方ないが、だからこそ、第四次産業革命で出現しつつあるtechnologiesに適用すべきethical standardsに関して、技術開発者達と教育関係者達は密に対話を交わして可及的速やかに、common ethical guidelinesを確立しそれを社会と文化に根付かせなければならない。governmentsないしgovernmentを元にした組織構造は、規制作りの役回りにおいて常にlagger（のろま）だ。従ってそのleader役は、the private sectorとnon-state actorsに一任されている。

･･･を選んだ。全体的にstate（国家）よりもnon-state（非国家）が、global securityにとって重要なのだと言っていることに気づいていただきたい。これは日本人の一般常識とは大きく異なる。

　特に最後の「international treaty（邦際条約）作りにおいては、governmentsよりもthe private sectorとnon-state actorsが重要。」の部分は、日本人の常識とかけ離れている。

　**なお、modus vivendiとnational-stateについては**[コラム１９２](http://llc.a.la9.jp/Column%20hobo-shuukan/2016/20160610%20W192%20not%20nation%20state%20but%20national%20state/20160610%20W192%20not%20nation%20state%20but%20national%20state%20rev1.docx)：『 1648年Westphalian sovereigntyの発明に伴って定義されたのはnational stateであってnation stateではない。』を再度読み返して、各専門用語の意味を精度良く捉え直しておいて頂きたい。

今週は以上。来週も請うご期待。